

迅速・的確な審査のための体制・制度の 整備と新たな検討課題

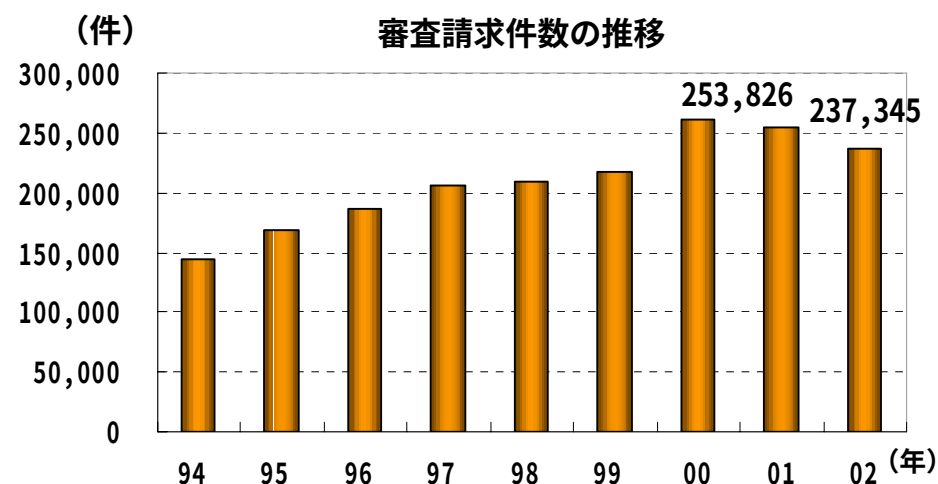
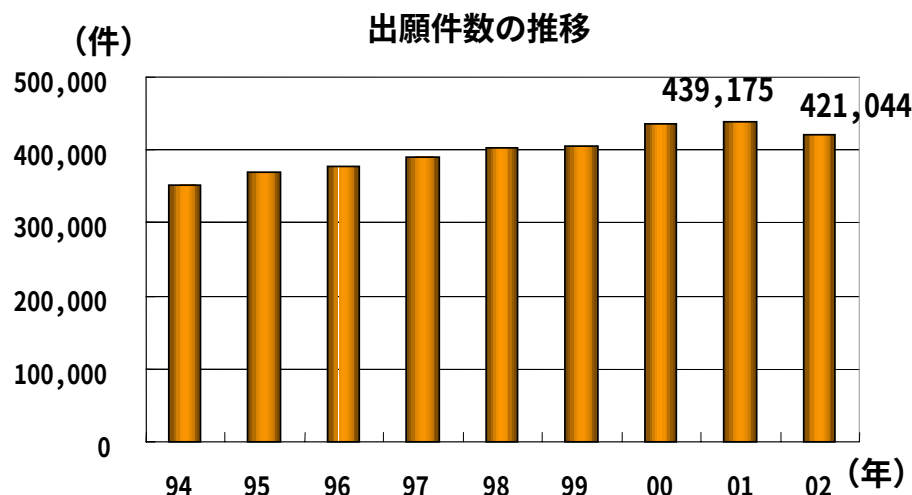
平成15年9月2日

特許審査の現状 (1)

○出願・審査請求件数の推移

近年、特許出願件数の伸びを上回るペースで審査請求件数が増加している。

今後、審査請求期間の短縮による一時的な審査請求件数の急増や、最終審査請求率の上昇が生じることが予想されており、審査請求件数は、最大で現状の倍近くにまで増加するとも予想されたため、出願・審査請求構造改革の一環として料金体系の見直しを行った（平成15年法改正）。



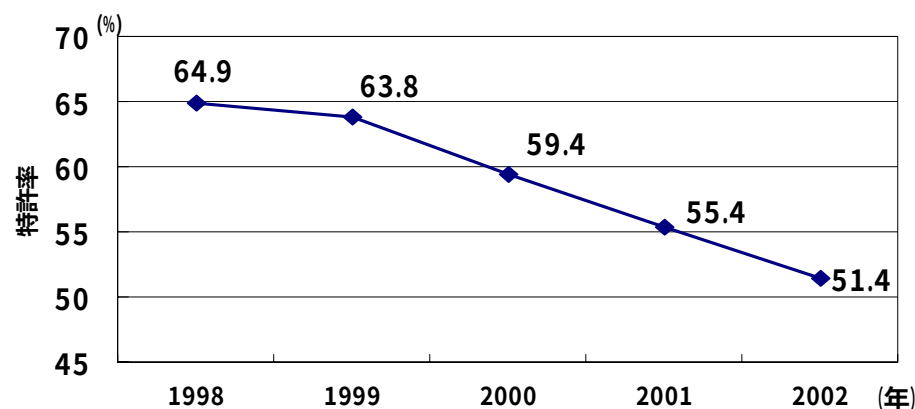
特許審査の現状 (2)

○出願・審査請求構造改革の必要性

国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な権利付与を実現するため、特許制度を我が国全体として最適な形で効率的に運用するための出願・審査請求構造の改革を官民の協力の下、総合的な対応により推進すべき。

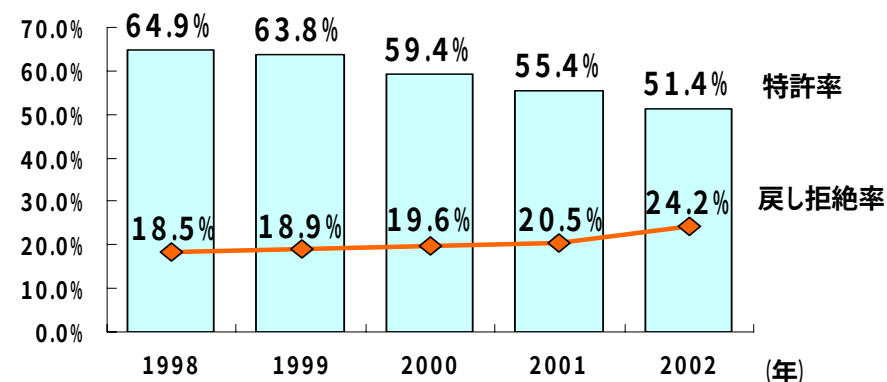
なお、「戻し拒絶」の一部に見られるような特許性の乏しい出願の審査請求が特許庁の審査負担を増大させている一因であることを認識する必要あり。

特許率の推移



一次審査に対する戻し拒絶査定割合

審査官が一次審査で通知した特許とならない理由に対し、何ら応答せずに手続が終了する案件は年々増加しており、要審査件数の5分の1を超えている。

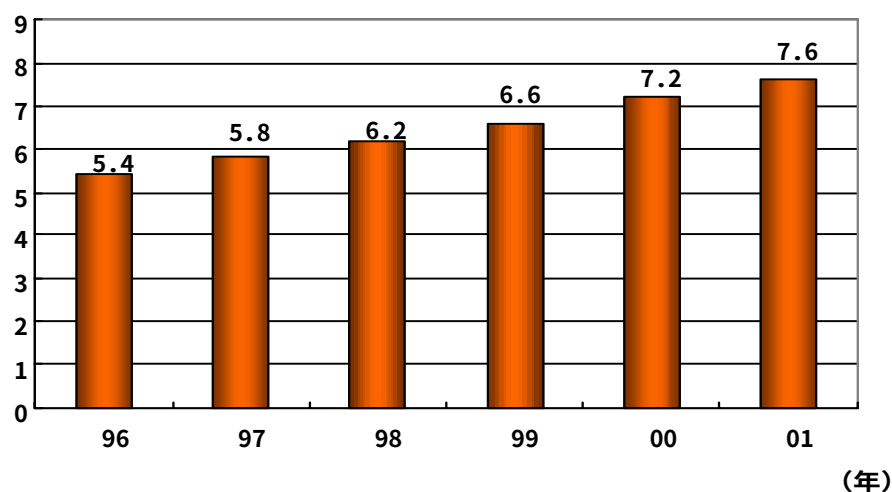


特許審査の現状 (3)

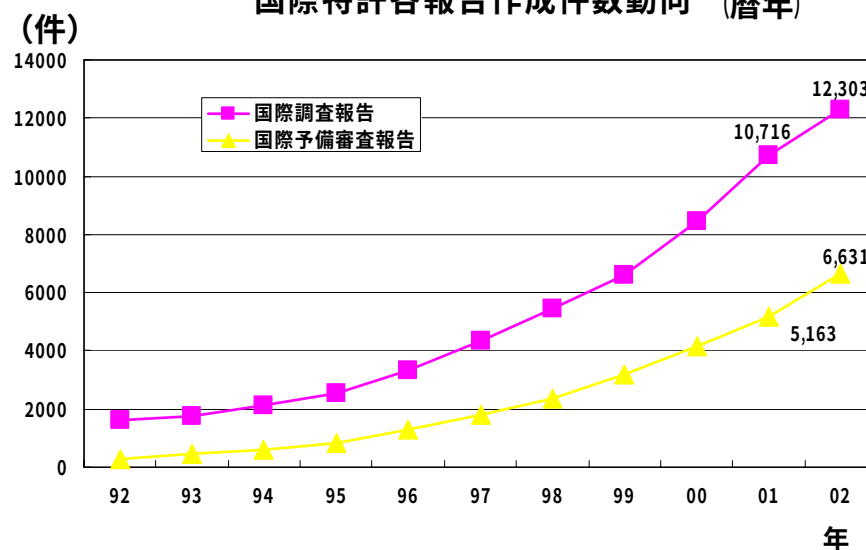
○審査負担の状況

出願内容は高度化・複雑化し、併せて、一出願に包含される発明数の増加、更には国際特許出願に伴う国際調査報告作成の急増により、質的・量的な審査負担が増大。

一出願に包含される発明の数
(平均請求項数)の推移



国際特許各報告作成件数動向 (暦年)



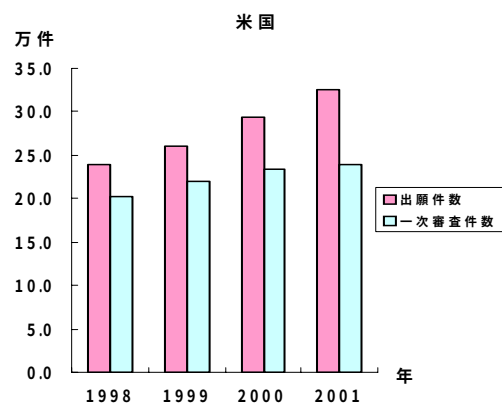
特許審査の現状 (4)

○主要国の動向

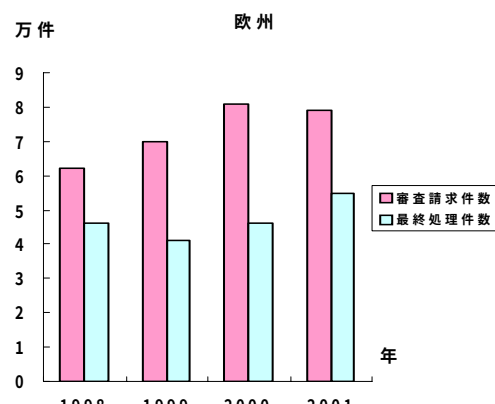
パテントイクスプロージョンとも称される世界的な出願増を背景に、我が国のみならず主要国においても審査待ち期間の長期化は課題になっている。

その中で、日本国特許庁審査官は、欧米の審査官の2～3倍にのぼる審査を行っている。

米国及び欧州における特許審査処理の推移

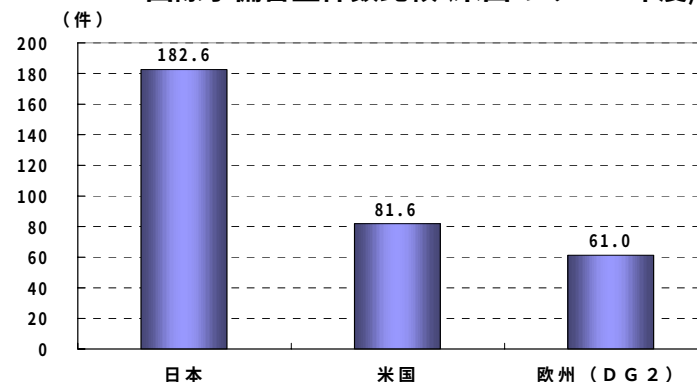


		(万件・月)			
米国	出願件数	1998	1999	2000	2001
	一次審査件数	20.3	21.9	23.4	23.9
	審査待ち期間	13	13	13	14
	最終処理期間	24	25	25	25



		(万件・月)			
欧州	審査請求件数	1998	1999	2000	2001
	最終処理件数	4.6	4.1	4.6	5.5
	審査待ち期間	18	20	21	21
	最終処理期間	33	39	50	46

2001年の一人当たりの最終審査+
国際予備審査件数比較 (米国のみ2001年度)



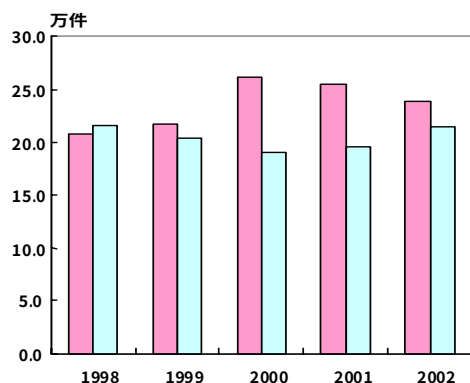
出典：特許庁年報、USPTO年報、
EPO年報

特許審査の現状 (5)

○審査待ち件数の長期化の懸念

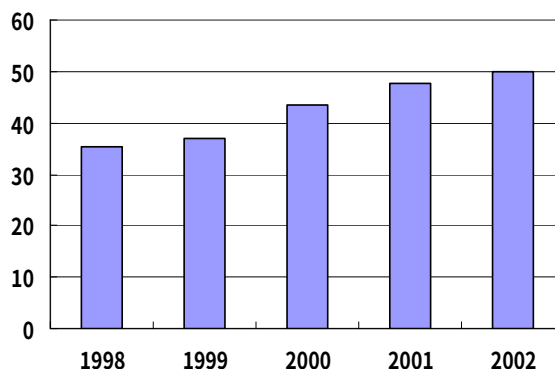
定常ベースにおける「要審査件数と審査着手能力の不均衡」と、コブの発生による「過渡的な審査請求件数急増による滞貨急増」の2つの要因によって、審査待ち件数が更に長期化する懸念がある。

審査請求件数と一次審査件数の推移



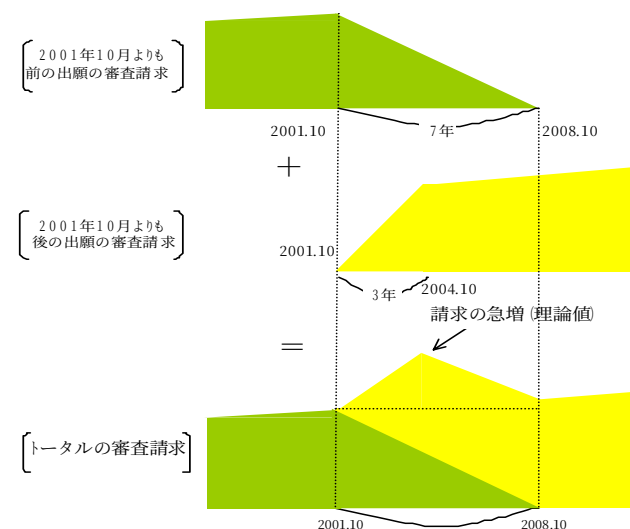
年	1998	1999	2000	2001	2002
審査請求件数 (万件)	20.8	21.7	26.2	25.4	23.8
一次審査件数 (万件)	21.6	20.3	19.1	19.6	21.5

審査待ち件数の増加



年	1998	1999	2000	2001	2002
審査待ち件数 (万件)	35	37	43	48	50

新旧審査請求制度の併存による審査請求増 (コブ) の発生イメージ



産業競争力強化に向けた体制・制度の整備(1)

審査請求件数と審査着手可能件数の長期的な均衡に向けて

1. 審査着手可能件数の増加に向けて（O U T対策）

- 特許審査官の増員（平成15年度 34名）
- 先行技術調査のアウトソーシングの拡充（平成15年度 約16万件）
- 審査補助職員の活用（審査官O B、ポスドク等を非常勤職員として採用 平成15年度 79名予定）
- 合理的・効率的な審査の実現（基準の見直し、既存審査結果の有効利用）

2. 審査請求構造改革に向けて（I N対策）

(1) 企業における戦略的な知財取得・管理支援

- 「知的財産取得・管理指針」の策定

(2) 特許関連料金の改定による出願人間の費用負担の不均衡是正と審査請求の適正化

- 出願手数料と特許料を減額、審査請求手数料を増額による、特許一件当たりの総費用の軽減
- 中小企業等に対する料金減額等支援措置の拡充

(3) 審査請求料金の返還制度導入による審査請求済み出願の見直し促進

- 特許庁による審査待ち期間に出願を取り下げた場合、審査請求料を支払った者の請求に応じて審査請求料の一部を返還する制度の導入（10年間で約30万件の出願取り下げ）

(4) 先行技術調査機関の育成と在り方の検討

- 民間における先行技術の環境整備を図るため、保有するデータについて、（著作権の制約等により提供できないものを除き、）実費で民間業者に提供（先行技術調査の強化を支える環境の整備）

滞貨解消に向けた特別措置

1. 一次的な審査着手可能件数の増加策

- 任期付任用による専門性の高い外部人材の活用

産業競争力強化に向けた体制・制度の整備（2）

戦略的特許取得の支援に向けて

1. 戦略的な特許取得を支援する特許審査の実施

(1) 先端技術分野等における技術革新の促進

- 再生医療関連発明の保護（審査基準の改訂）
- 先端技術分野における審査基準の明確化
- 補正制限に係る審査基準の見直し等

(2) 的確な特許審査の確保

- 重要案件に対する協議の実施（より適切な判断が行われるよう特許庁内の体制整備）
- 審査・審判の連携の一層強化（権利取得の予見可能性の向上）
- 特許審査官・審判官に対する研修の充実（先端技術分野等の研修の強化）

(3) 制度利用者との円滑な意思疎通

- 面接審査、巡回審査・巡回審判の充実
- 審査実績の公開（技術単位毎にそれぞれ審査実績（審査請求件数、一次審査件数、審査待ち時間、特許査定件数、拒絶査定件数、特許査定率等のデータ）を公開）
- 大学等への審査官・審判官の講師派遣

2. 事業戦略に応じた多様な保護に向けて

(1) ● 早期審査制度の普及（2002年の申立件数:4,097件）

(2) ● 関連出願連携審査制度の利用拡大とパテントポートフォリオ戦略の支援

3. 国際的権利取得の円滑化に向けて

(1) ● 特許制度・審査基準の国際調和の推進（発明の単一性要件の見直し、記載要件の明確化）

(2) ● 国際的な審査協力の推進（先行技術調査結果及び審査結果の相互利用に向けた試行）

「知財推進計画」と「特許戦略計画」の策定

○第154回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説(2002年2月4日)

我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。

知的財産戦略大綱

(平成14年7月3日決定)

1. 知的財産の創造の推進

- 大学・企業における知的財産創出
- 創造性を育む教育・研究人材の充実

2. 知的財産の保護の強化

- 迅速かつ的確な審査・審判
- 実質的な「特許裁判所」機能の創出
- 模倣品・海賊版対策の強化
- 国際的な制度調和と協力の促進
- 営業秘密の保護強化
- 新分野等における知的財産の保護

3. 知的財産の活用の促進

- 大学等からの技術移転の促進
- 知的財産の評価と活用

4. 人的基盤の充実

- 専門人材の養成
- 国民の知的財産意識の向上

「知的財産基本法」成立

(平成14年11月27日成立)

規定する内容

- 知的創造サイクルの活性化という国家理念(基本理念)の確立
- 「知的財産戦略本部」の設置
- 「推進計画」の策定等

産業構造審議会知的財産政策部会に9月から設置した特許制度小委員会で制度改正事項について検討中

特許制度小委員会中間取りまとめ(平成15年1月)

知的財産戦略本部

(平成15年3月1日設置)

内閣に設置される知的財産戦略本部の統轄の下、関係省庁が連携・協力して大綱の具体的実施・新たな課題に対応

知財推進計画

特許戦略計画

「知財推進計画」と「特許戦略計画」の検討課題（１）

○特許審査迅速化法（仮称）を制定する

世界最高レベルの迅速・的確な審査を実現するため、審査待ち期間の短縮の目標を定め、あわせて、必要な審査官の確保、専門性を備えた審査補助職員の活用、先行技術調査の外部発注等による審査体制の整備強化、特許法等の見直し、出願人等による出願・審査請求構造の改革等の総合的対策を推進する。なお、滞貨縮減のための臨時措置として、外部人材の活用により任期付審査官を配置し、任期終了後は知的財産専門人材としての活用を図る。さらに、関係法律の改正など、特許審査の迅速化に必要な措置を包括的に定めた特許審査迅速化法案（仮称）を２００４年通常国会に提出する。（知的財産推進計画（以下「推進計画」））

○ 先 行 技 術 調 査 機 関 を 育 成 し 、 そ の 活 用 を 図 る

指定調査機関への新規参入の環境整備、指定調査機関が出願人等の依頼に基づいて先行技術調査を行う制度、申請者への先行技術調査を義務付ける制度の可否等について検討し、２００３年度末までに結論を得る。（推進計画、特許戦略計画（以下「戦略計画」））

○出願・審査請求構造改革を推進する

- i) 出願・審査請求構造の改革を推進するため、出願者間のコスト負担を是正し適正な審査請求行動を促進する料金体系への移行に併せて、サーチ環境の整備や中小企業等を対象とする料金減免措置の拡充等の支援措置の検討を行う。（推進計画）
- ii) 適正な権利取得と明細書の充実等のために弁理士の役割は極めて重要であることから、日本弁理士会の理解と協力を得て、弁理士の果たすべき役割について検討を行い、２００３年度末までに結論を得る。（推進計画）

○明細書記載や出願手続きにおける弁理士への期待

○外国関連出願明細書の適正化

迅速かつ的確な審査、安定的な権利設定に資するよう、代理人等の協力を通じ、諸外国からの出願の明細書の記載内容を適正化する必要があります。（戦略計画）

○担当弁理士の明確化

内容に応じてきめ細かい審査を行うためには、出願書類を作成した者との意思疎通が不可欠であるため、実際に出願書類を作成した担当弁理士を代理人として記載することが求められます。（戦略計画）

「知財推進計画」と「特許戦略計画」の検討課題（２）

○ニーズに応じた審査時期を担保する

国際標準に関わる出願や実施化に時間が掛かる出願等に対しては、適切な時期における権利取得が図られるよう、分割時期の制限の緩和（例えば、特許査定後にも分割の機会を認める。）や、出願人の申出に基づき審査着手を一定期間遅らせる制度の導入等の検討を行い、２００３年度末までに結論を得る。（推進計画、戦略計画）

○審査着手の在り方(PCT関連出願、分割出願)

近年、PCT出願の急増に伴い、PCT出願に必要な国際調査とPCT出願が国内移行した際に行われる審査との重複のみならず、PCT出願の基礎となる国内出願の審査との重複も発生し、審査業務が増大しています。これらの重複した業務を同時期に行うことができれば、同一の特許審査官が判断をすることにより業務の効率化と安定的な判断を実現することができます。こうした状況を実現するため、所要の措置を検討する必要があります。また、分割出願についても、同様の趣旨から、その原出願と同時期に同一の審査官により一括して審査する件数を増やすことが望ましいと考えられます。（戦略計画）

○実用新案制度を見直す

現在の実用新案制度では保護されないコンピュータ・ソフトウェアなど、ライフサイクルの短い技術や短期間に模倣品が出回る技術について十全な保護を図る観点から、実用新案制度による迅速・簡便な保護の選択肢を与えることを検討する。このために、i) 保護対象の制限（物品の形状、構造、組合せ）の撤廃、ii) 保護期間（６年）の延長、iii) 特許と実用新案間の変更等、実用新案制度の在り方について検討を行い、２００３年度末までに結論を得る。（推進計画、戦略計画）

「知財推進計画」と「特許戦略計画」の検討課題（３）

○補正制度の見直し

我が国特許審査においては、最初の拒絶理由通知後に権利範囲の補正を比較的自由に行うことが認められており、既に行われた先行技術調査や一次審査結果と異なる範囲を改めて調査や審査を行う必要がある場合が少なくありません。欧米の特許審査においては、このような補正は単一性要件を満たしていないものとして認められておらず、新たな範囲の先行技術調査や審査が必要な場合には、分割出願等を行うことが必要となります。欧米制度との比較を通じ、こうした点においても欧米との調和が可能であるか検討する必要があります。
(戦略計画)

○戦略性を評価するための指標の公表

企業や弁理士による戦略的な活動を評価する指標を提供するため、特許庁が保有している出願人別、代理人の特許率、先行技術文献開示の動向、記載不備率等のデータを公表することを検討。(戦略計画)

○外国関連出願の審査結果の早期発信

国際的な権利取得の円滑化を図るため、我が国で行われた外国関連出願（PCT国内移行出願・パリ優先権基礎出願）を早期に審査し、その審査結果を早期に諸外国に提供することを可能とするため、必要な審査体制の整備に努めます。(戦略計画)

「特許法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（１）

・第156回国会、衆議院・経済産業委員会

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、…次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 特許権等の的確かつ迅速な権利付与を実現するため、特許審査官の大幅な増員、外部人材の活用や先行技術調査におけるアウトソーシング機関の一層の活用など、更なる審査体制の整備強化に努めること。

二 我が国産業の基盤である中小企業者の特許出願を支援する観点から、海外の減免措置制度の状況なども勘案し、減免措置の抜本的見直し等を含めた中小企業者に対する支援体制の強化及び支援措置の周知徹底に努めること。

三 （略）

四 （略）

五 出願人による先行技術調査の充実を図るため、例えば、出願人が審査請求前に調査報告書を入手できる制度や、十分な先行技術調査を伴っている場合には審査請求料を減額する制度等も含めた所要の対策について、産業競争力の強化への効果、出願人の意見等を十分に勘案しつつ、検討すること。

六 審査請求期間の三年への短縮による審査請求件数の一時的急増に対処するため、審査待ち期間の長期化を防止するための対応を十分に検討すること。

「特許法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（２）

・第156回国会、参議院・経済産業委員会

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特許権等の的確かつ迅速な権利付与を実現するため、特許審査官の大幅な増員、外部人材の活用や先行技術調査におけるアウトソーシング機関の一層の活用など、更なる審査体制の整備強化に努めること。
- 二 我が国産業の基盤である中小企業者やベンチャー企業を支援する観点から、海外の減免措置制度の状況なども勘案し、個人を含めた中小企業に対する特許関係料金の使いやすい減免措置等、支援体制の強化及び支援措置の周知徹底に努めること。
- 三 （略）
- 四 出願人が出願後審査請求前に調査報告書を入手できてそれにより自発的に審査請求の要否を判断できる制度や、十分な先行技術調査を伴っている場合には審査請求料を減額する制度等も含めた所要の対策について、審査負担軽減への効果、出願人の意見等を十分に勘案しつつ、検討すること。
- 五 審査請求期間の三年への短縮による審査請求件数の一時的急増に対処するため、審査待ち期間の長期化を防止することを可能とする対策を十分に検討すること。
- 六 実用新案制度について、存続期間の延長、保護対象の拡大等を含めた見直しを早急に検討すること。
- 七 電子政府の推進の観点から、特許に関しても、インターネット上での特許関連手続や特許関係料金の電子納付を早期に可能とするなど、出願人の利便性の向上に努めること。
- 八 職務発明規定の見直しに際しては、我が国の産業競争力の強化という基本的視点に立って、発明者の研究開発意欲の一層の増進と、相当の対価の確定性の向上による使用者の経営安定等の観点から、発明者と使用者のバランスに配慮して検討を行うこと。

平成16年度特許特別会計概算要求等について (迅速・的確な特許審査関連部分抜粋)

世界最高レベルの迅速・的確な特許審査に向けて

知的財産推進計画において求められている世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現のため、任期付審査官の大幅増員やアウトソーシングの一層の拡充等の総合的対策を推進する。また、審査迅速化のために必要な関係法律の改正からなる特許審査迅速化法案(仮称)を次期通常国会に提出する。

1. 任期付特許審査官の大幅採用 100名(新規)

外部人材の活用により、新たに10年間の任期付特許審査官を今後5年間にわたって確保することにより、審査処理の一層の促進を図り、審査請求期間短縮に伴い急増する滞貨(審査待ち案件)の一掃を図る。

2. 先行技術調査におけるアウトソーシングの拡充 19万件(16万件) 152億円(135億円)

量的・質的に拡大している特許審査業務の効率化を図るため、先行技術調査のアウトソーシングについて、現在の16万件から19万件程度に拡大し、審査処理の一層の促進を図る。

3. 特許審査調査員等(非常勤職員)の拡充 72名→98名

専門技術に高い知見を有する技術者や国際出願手続に精通した者を特許審査調査員や国際出願調査員などとして活用し、更にその拡充により審査処理能力の維持強化を図る。

4. 特許審査迅速化法(仮称)の制定

特許審査の迅速化を実現するため、上記の各施策に加えて、特許法を始めとする関係法律の改正からなる特許審査迅速化法案(仮称)を次期通常国会に提出する。

外注業務の請負先である指定調査機関への民間調査機関も含めた新規参入を可能とするための法改正、実用新案制度の利用促進に向けた法改正等必要な環境整備を進める。

企業における研究開発担当者等の研究開発意欲の向上、企業の特許管理コストの低減等を図るため職務発明規定について所要の見直しを行うことを始めとして、我が国の競争力強化に資する知的財産制度の整備を進める。このため、特許法改正法案を次期通常国会に提出する。